

通勤手当認定簿

氏名	所属	事実発生年月日	年月日	提出年月日	年月日	受理年月日	年月日
□回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等	1月当たりの平均通勤所要回数	回	算出式				

1 常例とする通勤

順路	算出の基礎となる交通機関等		定期券回数券その他の その他の の別	運賃等・特別料金等の額の算出基礎		運賃等相当額、 特別料金等相当額		1月当たりの運賃等相当額、特別料 金等相当額、自動車等の額	認定期間	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)						備考					
	名称	利用区間		回数券その他の その他の の別	定期券	回数券その他の その他の の別	定期券			年月から 年月まで	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12	年月から 年月まで	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12	年月から 年月まで	1 2 3 4 5 6				
普通交通機関等利用者	1					円(月)	円			年月から 年月まで	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12									
	改正					円(月)	円			年月から 年月まで	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12									
	2					円(月)	円			年月から 年月まで	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12									
	改正					円(月)	円			年月から 年月まで	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12									
	3					円(月)	円			年月から 年月まで	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12									
	改正					円(月)	円			年月から 年月まで	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12									
自利用者	4					円(月)	円			年月から 年月まで	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12									
	改正					円(月)	円			年月から 年月まで	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12									
1月当たりの運賃等相当額の合計額 ①										円	年月日改正	円	年月日改正	円	年月日改正	円	年月日改正				
自動車等利用者	自動車等の額 ② (給与条例第10条第2項第2号の額) (自動車等の使用距離 km)								改正	年月から 年月まで	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12									
										年月から 年月まで	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12									
特別車両利用者	改正					円(月)	円			年月から 年月まで	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12									
						円(月)	円			年月から 年月まで	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12									
1月当たりの特別料金等相当額 ③										円	年月日改正	円	年月日改正	円	年月日改正	円	年月日改正				
高速自動車等利用者	改正					円(月)	円			年月から 年月まで	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12									
						円(月)	円			年月から 年月まで	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12									
1月当たりの特別料金等相当額 ④										円	年月日改正	円	年月日改正	円	年月日改正	円	年月日改正				
駐車場利用者	改正		最寄り駅等 (併用者)	駐車場の位置 (併用者)	駐車料金の種類	駐車料金の算出基礎		駐車料金		1月当たりの 駐車料金 相当額	認定期間	駐車場が本人所有でない (併用者でない場合)									
						月ぎめ・年ぎめ等		月ぎめ・年ぎめ等													
										円(月)	円	年月から 年月まで	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12							
										円(月)	円	年月から 年月まで	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12							
1月当たりの駐車料金相当額 ⑤										円	年月日改正	円	年月日改正	円	年月日改正	円	年月日改正				

※ 運賃等の額又は特別料金等相当額に改定があった場合における「認定期間」の「 年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。
任命権者は、必要に応じこの様式に所要の変更を加えることができる。

2 特定日における通勤に係る調整（給与条例第 10 条第 6 項の規定による調整）

順路	算出の基礎となる 交通機関等		運賃等の額 の算出基礎	運賃等相当額	1月当たりの 運賃等相当額	認定期間	順路	算出の基礎となる 交通機関		特別料金等相当 額の算出基礎	特別料金等相 当額	1月当たりの 特別料金等、 自動車等の額	認定期間
	名称	利用区間						名称	利用区間				
普通 交通 機 関 等 改 正	1			円	円	年 月から 年 月まで	自動車等 改 正	自動車等の額 ⑦ (給与条例第 10 条第 2 項第 2 号の額) (自動車等の使用距離 km)			円	年 月から 年 月まで	
	2			円	円	年 月から 年 月まで		円	年 月から 年 月まで	円	年 月から 年 月まで		
	3			円	円	年 月から 年 月まで	特別急行 改 正	円	年 月から 年 月まで	円	年 月から 年 月まで		
	4			円	円	年 月から 年 月まで		円	年 月から 年 月まで	円	年 月から 年 月まで		
1月当たりの運賃等相当額の合計額 ⑥				円	年 月 日改正	円	給与条例第 10 条第 6 項の規定による調整後の自動車等の額 ⑨ = ② - 第 1 号 (⑩) + 第 2 号 (⑪) =						
1月当たり運賃等相当額 (①)				円	年 月 日改正	円	給与条例第 10 条第 6 項各号の額 □第 1 号 ⑩ = 円 (②+④) ÷ 7 □第 2 号 ⑪ = 円 ((⑥+⑦) +⑧) ÷ 7						

3 交通機関等と自動車等の併用者及び限度額を超える者の調整

普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第 9 条 □第 1 号 □第 2 号 □第 3 号	1月当たり運賃等相当額 (①) と自動車等の額 (②又は⑨) の合計額	円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円
1月当たり運賃等相当額 (①) 又は 1 月当たりの運賃等相当額 (①) と自動車等の額 (②又は⑨) の合計額が 150,000 円を超えるとき	認定額	円	認定期間	年 月から 年 月まで	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

4 決定事項等

支給額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	任命権者 の確認欄 (改定)	備考
年 月 日改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日	
年 月 日改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日	
給与条例第 10 条第 1 項 該当・非該当 □該当 (□規則第 5 条) □非該当 (非該当の理由)	返納事由 規則第 10 条の 2 第 1 項	返納事由 発生年月	返納対象普通交通機関等 及び高速自動車国道等	払戻金相当額の算出基礎	払戻金相当額	備考								
決定事項	1	□第 1 号 □第 3 号 □第 2 号 □第 4 号				円								
	2	□第 1 号 □第 3 号 □第 2 号 □第 4 号				円								
	3	□第 1 号 □第 3 号 □第 2 号 □第 4 号				円								
	1月当たりの運賃等相当額等及び 1 月当たりの特別料金等相当額の合計額が 150,000 円を超えていた場合 規則第 10 条の 2 第 2 項第 2 号の月数と人事委員会の定める額 (算出基礎)				月 (算出基礎)	円								
					月 (算出基礎)	円								